（操作マニュアル 02）

安全保障輸出管理の事前チェックリストの記入方法

技術の提供・貨物の輸出

※表内の朱記部分は、記載例です。

項目欄 ［文字数］	記載要領
① 提供技術又は輸出貨物の名称 ［60］	【貨物】資料類（図面類、カタログ、仕様書、取扱説明書　等）や定格銘板に表示されている製品等の名称を記載する。 （例）インバータ、（例）真空ポンプ 【技術】必要に応じて関連する貨物の名称と提供する技術の内容を記載する。 （例）電子カメラの取扱説明書 （例）数値制御装置のプログラム 注）名称は、一般的な用語（固有名でなく商品等の種類を示す一般名）とする。
② 提供技術又は輸出貨物の仕様等（メーカー、型番など） ［120］	【貨物】形式、型名等とメーカー名を記入する。 （例）ME-R300S（オムロン） 【技術】技術資料の番号等を記載する。 （例）NU69300-A（名古屋大学） （例）図面番号X123456（日立電光） 注）税関等での輸出貨物や持出しする技術を特定するポイントとなるため、現物に表示されている銘板や表示シールやカタログ等に記載のものと一致させること。 注）型名がない場合、寸法や現物に表示されている貨物等が特定できる内容を記載する。
③ 該非判定をする際の根拠となる資料 ［120］	購入品は、購入先（又はメーカー）より“該非判定書”を取り寄せて添付する。併せて、該非判定書の内容の確認できるカタログ、仕様書等の抜粋を添付する。 （例）メーカー判定書及びカタログ（添付） 本学で製作した貨物や技術については、自己判定書、パラメータシート、項目別）比表等により、該非判定の根拠をまとめる。併せて、判定結果が確認できる仕様書、図面、技術資料等の抜粋を添付する。 （例）添付の項目別対比表による。 （例）添付の自己判定書（判定書番号 Y101201）による。 市販されている汎用のネジ、電線などで、明らかに非該当（対象外）と判断できるものは、判定書等を添付せず、その根拠を以下のようにコメントしてよい。 （例）貨物は、市販されている汎用のネジであり、1～15 項で規制される品目ではない。 法令改正以降に申請し、過去に承認されたものと同一品である場合、その承認された電子申請の番号（該非受付番号）の添付資料と同じである旨を明記することにより、根拠資料（メーカー判定書等）の添付を省略してもよい。 （例）該非受付番号 G194 と同一品 注）本学で自己判定書等を作成する場合は、輸出管理スーパーバイザーに事前相談し、確認を受けることが望ましい。
①～③の複数申請	『非該当』な貨物又は技術については、以下の方法で複数記載申請してもよい。
A≪複数申請≫	（1） 入力文字数の範囲で、複数の品目を列挙して申請する。 （2） 品目ごとに、①、②、③・・・・と区分けして、「名称」「仕様等」「該非判定の根拠となる資料」の対応を明確にする。 （3） 最大 5 件以内とする。 （例）・・・・複数申請の記載例は、頁 4 を参照
B≪一括申請≫	★事前に相談すること。（取引あたり、多数の貨物を輸出又は提供する場合のみ）

④ 仕向地(国名) ［60］	【貨物】最終的に設置し、使用する国･地域名を記入する。 （例）中国、（例）ドイツ 【技術】技術の提供国、利用する国、利用するものの国籍(出身国)をすべて記載する。 （例）韓国→ベトナム　　・・・韓国でベトナムの出身者と打合せ（提供）する場合 注)国名は原則として、日本語で記載する。
⑤ 技術提供先又は貨物輸出先名称 ［60］	【貨物】取引相手(送り先)の組織名等を記載する。 （例）カンタベリー大学、（例）LG電子工業 【技術】技術の提供先（組織名若しくは個人名）を記載する。提供先が個人の場合は、その個人の所属機関名も記載する。提供相手が複数の場合は、全てを記載する。 （例）サムスン電子、（例）Dr.　Nagoya　taro（UCLA） 注)展示会への出展のように、本学関係者が現地で貨物を管理して、目的終了後に日本に積み戻す場合は、展示会名称(会場名)を記載する。
⑥ 需要者名称 ［60］	【貨物】 貨物を使用する組織名(法人名等)を記載する。個人の場合は、氏名を記載する。 本学の関係者が出張して使用する場合は、需要者は｢名古屋大学｣とし、出張して使用するものの所属･氏名も記載する。 使用者が複数いる場合は、現地で貨物を使用するとともに管理責任を負える代表者を記載する。 （例）〇〇研究所内、名古屋大学〇〇観測基地 （例）名古屋大学（工学研究科・〇〇〇〇） 【技術】技術を利用するすべての組織（若しくは者）を記載する。 （例）上海交通大学（Dr.　△△） 注)展示会への出展のように、本学関係者が現地で貨物を管理して、目的終了後に日本に積み戻す場合は、輸出者(又は管理する責任者)を記載する。
⑦ 需要者所在地(任意) ［60］	任意であるが、内容により以下のように記載する。 規制品(許可が必要な技術又は貨物)の場合は、必ず記載する。 この場合、許可申請時に記載する需要者の住所(又は送り先)とする。 （例）Camino EL Observatorio 1515,Las Condes,Santiago,Chili 規制を受けない(非該当、該当であるが許可不要)の場合は、需要者(又は送り先)の都市名を記載することが望ましい。 （例）シカゴ（アメリカ）　、（例）Irkutsk,RUSSIA 注)できるだけ、日本語(カナ)で記載する
⑧ 用途 ［120］	【貨物】最終的な用途、利用目的や研究目的が解るように記載する。 【技術】技術の利用目的が解るように記載する。 （例）地殻変動調査のための地中温度測定用。 （例）医療用ロボット試作機の評価試験のため。 （例）国際協力プログラムに基づいて行なう大気観測のデータ解析。 注)軍事用途ではないことが明確でない場合は、“疑義事案”の取り扱いとなり、取引審査票の起票を依頼することになるので、軍事用途ではない旨が明確になるように記載すること。 例えば、単に｢実験用｣や｢データ処理｣と記載すると、最終用途が解らないので注意のこと。

＜記載にあったっての注意事項＞

〇申請した文書は、少なくとも7年間保管し、経産省の立入検査に提示したり、トラブルの発生時に適正に輸出管理をしたことの証(あかし)として、提出する場合があります。したがって、事実に基づいて正確に記載してください。

〇貨物の需要者は、｢貨物を費消し、又は費消する者｣となります。部品等を送った場合、単に貨物を一時保管したり、中継するものは需要者ではありませんので注意してください。

<記載事例 1> 貨物の例

技術の提供又は貨物の名称

マグネットポンプ

提供技術又は輸出貨物の仕様等（メーカー、型番など）

PMD-521A6D（三相電機株式会社）

該非判定をする際の根拠となる資料

メーカー判定書及びカタログ（添付）

仕向地（国名）

ノルウェー

技術提供先又は貨物輸出先名称

EISCAT Scientific Association is

需要者名称

名古屋太郎（名古屋大学・太陽地球環境研究所）

需要者所在地（任意）

トムソロ（ノルウェー）

用途

オゾン層の観測のために使用している光学観測装置の冷却水の循環用

<記載事例 2> 技術の例

技術の提供又は貨物の名称

デジタルオシロスコープの保守説明書

提供技術又は輸出貨物の仕様等（メーカー、型番など）

GDS10600 シリーズ用保守説明書：2005 年 10 月版（大野計測機器）

該非判定をする際の根拠となる資料

貨物（デジタルオシロスコープ）は、輸出令別表第一の 7 項（10）に非該当である。説明書は貨物の使用に必要な技術が記載されているが、外為令別表の 1～15 項で規制される内容を含まない。

仕向地（国名）

アルゼンチン

技術提供先又は貨物輸出先名称

レーザー応用研究センター（CEILAP）

需要者名称

Dr.Mike Green

需要者所在地（任意）

Villa Martelli （Buenos Aires、Argentina）

用途

オゾンホールのミリ波観測装置のモニター用に設置しているデジタルオシロスコープを保守点検するため。

＜記載事例３＞ 貨物の複数申請の記載例

技術の提供又は貨物の名称

①マグネットポンプ、②LANケーブル、③耐電トランス、④無停電電源装置（UPS）

提供技術又は輸出貨物の仕様等（メーカー、型番など）

①PMD-521A6D（三相電機）、②LD-CT/Y10（ELECOM）、③1ST-10299S2（サンコーシャ）、④THA1000-10（ｼﾞｰｴｽ・ﾕｱｻ・ﾊﾟﾜｰｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ）

該非判定をする際の根拠となる資料

①③④メーカー判定書及びカタログ（添付）、②カタログ（添付）：1～15 項に規制品目なし

※以下の記載は共通のため（略）
・仕向地（国名）
・技術提供先又は貨物輸出先名称
・需要者名称
・需要者所在地（任意）
・用途

＜記載事例４＞ 貨物の一括申請の記載例

技術の提供又は貨物の名称

観測用機器類（全８点）

提供技術又は輸出貨物の仕様等（メーカー、型番など）

一括申請リストに記載（添付ファイル）

該非判定をする際の根拠となる資料

一括申請リストに記載（添付ファイル）

※以下の記載は共通のため（略）
・仕向地（国名）
・技術提供先又は貨物輸出先名称
・需要者名称
・需要者所在地（任意）
・用途

注）一括申請をする場合は事前に、輸出管理スーパーバイザイーに連絡し了解を得ること。
注）一括申請数場合は、非該当品のみとする。
注）1 申請あたりの、上限は 10 件とし、それを超える場合は原則分割すること。

＜Q＆A＞

▼Q:質問
メーカ判定書は必ず添付しなければならないのでしょうか。

▲A:回答
輸出する貨物のカタログ等の仕様と規制値と対比させて自己判定し、該非の根拠を明確になるように、「提供技術又は輸出貨物の仕様等」及び「該非判定の根拠となる資料」の入力欄に記載すれば、メーカー判定書を入手しなくても結構です。
ただ、輸出令別表第一又は外為令別表で規制される品目名、技術内容がある場合は、メーカー判定書を入手するか、項目別対比表を作成して自己判定することを推奨します。